

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例（平成27年3月27日京都市条例第52号）（選挙管理委員会事務局選挙課）

本市においては、情報化社会の進展を背景に制定された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に基づき、国政選挙等に導入することを見据えて、市長の選挙において上京区及び東山区の区域内の投票区で電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法（以下「電子投票」という。）を実施してきましたが、次の理由により、市長の選挙において電子投票を実施しないこととしようとするものです。

- 1 国政選挙にも電子投票を導入することを内容とする地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案が平成20年に廃案となって以降、国政選挙に電子投票を導入する見通しが立っておらず、また、京都府の議会の議員又は長の選挙に電子投票を導入するための京都府の条例についても制定の見通しが立っていないことから、開票事務等の効率化及び迅速化を図るという電子投票導入の当初の目的を国政選挙等において達成することが困難であり、本市において電子投票を継続する必要性が低いこと。
- 2 電子投票の実施経費に対しては、一定の地方交付税が交付されているものの、実施経費が高額であることに加え、既に電子投票を実施している上京区及び東山区の区域内の投票区で継続して電子投票を実施した場合、今後、有権者数の減少により地方交付税の算定額が減少し、本市の財政面での負担が更に大きくなる見込みであること。  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 52 号

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)